

資料

第 3 回 社会福祉保障制度の新たな展開を図る政策対話（テーマ金融政策）

三井住友信託銀行プライベートバンキング部
成年後見・民事信託分野専門部長 八谷 博喜

政策テーマ「金融政策」

「高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス」

【考え方】

1. 高齢者の財産管理においては、意思能力の低下・喪失後も、出来る限りご本人の想いを尊重した意思決定が求められるところ。
2. そのためには、意思能力の低下・喪失の前に、資産管理に関する方針（ご本人の想いと、信頼できる相手（想いをつなげられる相手）を決めておくことが大切。
3. こうしたご本人の想いを支えるための制度的枠組みとしては、自己決定尊重を理念に置く任意後見制度と、自ら設定する信託目的に沿って財産を管理する信託制度が有効。
 - (1) 任意後見契約においては、判断能力の喪失後に備えて任意後見受任者との間で公正証書により、ご本人の想いを遂行してもらう旨の契約を結ぶことが可能。高齢者に対する特殊詐欺や経済虐待に対応するために、公的監督のメカニズムを有する任意後見制度を正しく利用することが重要。
 - (2) 信託は、財産が受託者に移転し、受託者が財産に対する排他的支配権を有するため（取消権のない）任意後見制度よりも強固。
 - (3) 後見人に対する後見監督人という制度と同様、信託においてもご本人に代わって受託者を監督する適切なガバナンスを効かせることが望ましい。（例、信託監督人の設置等）

【当社の足許の対応】

1. 金融機関である当社は、高齢期の認知機能低下に関連した各種金融サービスを提供中。財産管理面で信託銀行がお客さまをサポートすることにより、後見人が身上保護により専念できるようになることを期待。
2. 成年後見制度に関する相談や利用を希望するお客様に対し、各種士業団体を紹介するサービスを行っている（後見制度利用促進）

【今後の課題】

1. 金融機関と地域連携ネットワーク（中核機関）との連携推進。成年後見制度利用促進審議会等への参加の検討。
2. 意思能力の低下・喪失後の資産運用のあり方
資産寿命の延伸はご本人の生計維持のために必要。一方で、自己責任原則の適用が難しい中、ご本人意思の尊重を前提とするとしても、適合性に照らしてどこまで資産運用を行ってよいのかは悩ましい。本人の身上保護、財産の状況に留意し、ライフプランに基づいた対応が必要。